

自治基本条例に関連する制度等の運営状況（条文ごとの取組）

※制度・仕組みの整備等を規定している条文は網かけ、理念を規定している条文は網かけなし

条文	条文の意図（逐条説明書の概略）	条例に基づく制度構築と運用状況	取組における課題（施策評価等より）	評価の視点		評価指標	
				社会状況の変化	第1回・小委員会 主な意見キーワード	平成23年度 （施策評価など）	平成24 年度 追記 予定
第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民が「地域社会の課題を自ら解決」することを基本に、その総意によって団体としての自治体を確立し、市民の代表（市長、議会）を置き、自治を営んでいることを自治の基本として確認する。 市民自治の確立を目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例の周知 ・パンフレット、DVD及び携帯電話用ホームページ、イベント、庁内ディスプレイ等を活用した周知 ・市民アンケート（区民会議・自治基本条例）の実施 ・「かわさき自治推進フォーラム」の開催 ●自治の担い手につながるきっかけづくり ・各種イベントや講座等の開催 ●子どもの自治意識を育む環境整備 ・「WEB自治基本条例」キッズページの運用 ・小学生向け副読本を活用した学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・理念を浸透させるためのより効果的な運営方法の検討の必要 ・認知度21.1%（平成24年市民アンケート。※平成21年度市民アンケートでは15.2%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で250超、県下で17自治体が制定（平成25年1月現在） 			
第8条 事業者の社会的責任	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で活動する事業者は、法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務がある。 ・一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者の立場で行動する場合には適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体の参加と協働の推進 ・かわさきフロンタールとの連携 ・企業市民交流事業 ・大学連携事業 ・企業との地域活性化に向けた連携協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な普及・啓発の実施に向けた検討 ・かわさきコンパクトなど他の事業との連携等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災（震災など）への意識の高まり ・国際化標準機構ISO26000シリーズの発行（2010年11月） ・日本工業標準調査会JISZ26000「社会的責任に関する手引き」発行（2012年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業のCSR（連携強化） ・工業、商業、農業などの団体のCSR ・大学や高校との連携 ・防災での連携 ・市民ファンドへの支援 ・企業のCSRに関わる取組検証 ・事業者としての川崎市（事業者との契約方法など） ・公契約条例の導入の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきコンパクトへの参加団体数（参加数が多いほど良い評価） 	
第9条 コミュニティの尊重等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治推進のための環境づくり、施設等の解放、資金面の援助、人材育成、情報提供などの施策を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会・自治会への支援 ・補助・助成金、奨励金等の支給 ●都市型コミュニティの推進（地域コミュニティ施策の推進） ・地域コミュニティの活性化に向けた考え方の作成 ・町内会・自治会、市民活動団体等連携モデル事業実施（平成23年度～） ●市民活動推進委員会（平成14年度～23年度） ●かわさき市民公益活動助成金制度（平成16年度～） ・市民活動団体の自立に向けた資金支援 ●NPO法人にかかる条例指定制度の導入（平成24年度） ●宮前地域人材育成指針の策定（平成23年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会加入率低下への対応 ・地域活動を担う人材の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災（震災など）への意識の高まり ・市民活動推進委員会については5期10年間を行政にて総括・検証する 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティへの関心の高まり ・市民の市民活動に対する意識の醸成 ・町内会・自治会との関係 ・社協を活用したコミュニティづくり ・社協、民生委員、民児協との関係整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会加入率（現状維持が良い評価） ・かわさき市民公益活動助成件数（現状維持が良い評価、事業の浸透度合を図る指標） 	

条文	条文の意図（逐条説明書の概略）	条例に基づく制度構築と運用状況	取組における課題（施策評価等より）	評価の視点		評価指標	
				社会状況の変化	第1回・小委員会 主な意見キーワード	平成23年度 （施策評価など）	平成24 年度 追記 予定
第11条 議会の権限及び責務	<ul style="list-style-type: none"> 権限の行使にあたっては、市民の意思を適切に反映することができるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について、信託している市民に開かれたものとして、市民との情報の共有化を図ることによって開かれた議会を確立する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●議会基本条例施行（議員提案、平成21年度） ●川崎市避難所機能整備及び円滑な管理運営に関する条例の施行（委員会提案、平成23年度） ●川崎市子どもを虐待から守る条例制定（議員提案、平成25年度より施行） ●「議会かわさき」のリニューアル、コンビニでの配布（平成23年度～） ●市議会ホームページでの「キッズページ」開設、「主な施策に対する審議内容の紹介」の公開、常任委員会配付資料及び請願・陳情文の掲載（平成24年度） 					
第14条 市長等の権限、責務等	<ul style="list-style-type: none"> 市民の信託にこたえ、市民の福祉の増進を図るために、市長は市政全体の総合的な調整その他の権限を行使する。 執行機関は、それぞれが自らの判断と責任の下で事務を執行しなければならない。また、相互が連携し、一体としてより有効にその機能を発揮しなければならない 職員は、市民とともに自治を運営していくとの意識を持ち、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成基本計画及び局別人材育成計画の取組 ●研修による人材育成 ●自治基本条例に関連した研修（新規採用職員研修、若手職員研修、中堅職員研修、高津区まちづくり政策研修等）の実施 					
第15条 行政運営の基本等	<ul style="list-style-type: none"> 市は、総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と相互に調整を図りながら計画的に施策を展開していくことが必要。 行政運営の各過程に共通して基本となる事項を定める。 市の組織は社会化環境の変化等に的確に対応して、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新総合計画・川崎再生フロンティアプランの策定（平成17年度） ●第3期実行計画（平成23年度～25年度）の策定・実行 ●行財政改革プランの策定 ●新たな行財政改革プラン（第4次改革プラン）策定（平成23年度） ●中期財政収支見通しの策定 ●財政フレームの策定 ●財政の健全性の確保 ●財政に関する情報の公表 ●財政のあらましの公表 ●財政読本の発行 		<ul style="list-style-type: none"> ・震災時における“共助”の視点からの安全・安心なまちづくり（行財政改革委員会市民部会報告書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革プランに掲げる取組は概ね順調に進捗（達成が4.7%、概ね計画どおりに進んでいるが91.4%）（平成23年度取組報告） 		
第16条 財政運営等	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政の確立が必要。 財政運営の透明性の確保に努める。 市有財産、教育財産、公営企業用資産の適正管理及び効率的運営が必要。 						
第17条 評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価は、自治の主体としての市民が市政に求める重要なもので、どのような成果があったのかを市民が理解できなければ市民が主体的に評価に参加することはできない。 市民が実質的に行政を評価することができ、評価制度の透明性を確保するため、結果を公表し、施策等へ反映することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎再生 ACTION システムの運用（平成15年度～） ●施策評価と事務事業総点検を実施 ●政策評価委員会の設置・開催（平成17年度～、現在第4期政策評価委員会） 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の目線で分かりやすい評価が実施されているかという視点から検証（川崎市政策評価委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価」についても第4回自治推進委員会における論点事項とする 		

条文	条文の意図（逐条説明書の概略）	条例に基づく制度構築と運用状況	取組における課題（施策評価等より）	評価の視点		評価指標	
				社会状況の変化	第1回・小委員会 主な意見キーワード	平成23年度 (施策評価など)	平成24 年度 追記 予定
第18条 苦情、不服等 に対する 措置	<ul style="list-style-type: none"> 市民の権利利益の保護は、市政に対する苦情などに限らない。 いじめ、児童虐待、DV、個人情報の保護など第6条の柱書の規定において保障されるべき市民の権利に対する保護も必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民オンブズマン制度条例施行（平成2年） ●市立中学校における市民オンブズマンによる学集会の実施 ●区役所職員研修会における講演 ●人権オンブズパーソン条例施行（平成14年） 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関には子供の視点に立ったより迅速な対応が求められる（人権オンブズパーソン報告書） 				
第20条 区長の設置 及び役割	<ul style="list-style-type: none"> ●課題を的確に把握し、参加及び協働により、迅速な解決に努める。 ●便利で快適な行政サービスを、効率的、効果的、かつ総合的に提供するよう努める。 ●市民活動を尊重した上で、その活動の支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「区行政改革の実行計画書」に基づく取組（平成17年度～、第3期：平成23年度～平成25年度） ●「区役所サービス向上指針」による取組（平成20年度～、改訂版による取組：平成24年度） ●市民活動支援拠点の整備・拡充 ●各区市民活動支援コーナーの設備・運営手法の充実 ●区役所と支所・出張所の機能再編に伴う市民活動拠点の整備 					
第21条 必要な組織 の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●区及び区役所の設置目的を確実に達成させるためには、区長がその役割を的確に果たすことができるよう、組織体制の整備、区長の区の区域内及び市役所・区役所間の調整機能の強化、区予算の確立などを図り、市として一体的に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●区の自主事業、予算・機能強化の取組 ●地域課題対応事業費（各区5,500万円） ●区の組織整備 ●「こども総合支援担当」の新設（平成17年度） ●「こども支援室」の設置（平成20年度） ●「道路公園センター」の設置（平成22年度） ●市民館の管理運営業務・スポーツセンター等の管理運営業務の委任（平成22年度） ●公設保育園及び地域子育て支援センター事業の移管（平成23年度） ●こども文化センター管理運営業務の移管（平成24年度）等 					
第22条 区民会議	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の幅広い多様な意見を出し合っ区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行うことを目的に区民会議を設置する。 ●指定都市における区の特異性を補完する機能としての機関の位置付け。 ●区民会議の構成員は、地域の幅広い、多様な意見によって区の課題を把握する必要から、地域の代表、活動分野別の代表、区民からの公募などが必要。 ●区における課題は、その区のみに関係するものばかりでなく、市政の中で位置付ける必要がある場合も考えら、審議結果は「区における暮らしやすい地域社会の形成」や市政へ反映させる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民会議の設置（平成18年度） ●区民会議の取組・審議結果の広報等 ●市政だより、ホームページ、区民会議だより、地域ポータルサイトなど、区の地域特性にあった手法による審議内容、取組状況の広報 ●区民会議パンフレットの作成・配布、PR動画の作成 ●より開かれた区民会議の推進（フォーラム、報告会等の開催、アンケートの実施） ●区民会議委員同士の交流の場の設定（区民会議交流会の開催） ●区民会議委員へのサポートの実施（審議テーマに関する視察会の実施・会議資料の充実・事前勉強会の実施等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの市民の意見を取組に反映させる ●審議結果が地域の取組として実践につながるようにする ●区民会議の認知度を高めることにより区民会議の取組を地域に広げる ●平成23年度市民アンケート認知度19.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民会議の認知度向上（一般メディアの活用による広報など） ●区民会議の委員構成（一般公募枠が少ない） ●区民会議提案の実行主体（市民との協働での実施、区民会議自体の実働部隊化、区民会議0Bによる組織） ●各区の区民会議のネットワーク化（横の連携） ●区民会議とまちづくり協議会との関係 			

条文	条文の意図（逐条説明書の概略）	条例に基づく制度構築と運用状況	取組における課題（施策評価等より）	評価の視点		評価指標	
				社会状況の変化	第1回・小委員会 主な意見キーワード	平成23年度 （施策評価など）	平成24 年度 追記 予定
第23条 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供制度は、情報公開制度と車の両輪として市民との情報共有をめざすための重要な制度。 情報提供に当たっては、市民との情報共有の観点から、情報を受ける側の市民の状況を考慮し、広範な市民が主体的にまちづくりに参加し、協働することができるよう制度構築を考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報 ●インターネット、メールマガジン等による広報 ・各区でのターゲットやテーマに特化したホームページの開設 ・市ホームページリニューアルの実施（平成24年度） ・検索機能の充実及びアクセシビリティ向上のための専用ソフトの導入 ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（平成24年度） ●記者会見、報道への資料提供、取材対応の実施 ●要綱等の公表（インターネット及び区役所等で閲覧） ●総合コンタクトセンターの設置・運営、機能充実 ・本庁及び区の総合案内電話の総合コンタクトセンターへの統合 ●「サンキューコール」の運営 ・FAQ（よくある質問と回答）の充実 ●戦略的な広報スキルの向上研修の実施（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における情報受発信のニーズや情報技術の動向を的確に把握し、次世代の地域情報提供サービスとして適切な方法を検討していく必要がある ・広報番組の認知度を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッターなど） ・東日本大震災時における災害情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に分かりやすい情報提供（デザインなどの見やすさ、行政の広報などの作成体制など） ・市民が受け取りやすい情報提供（一般メディアの活用による広報、回覧板、ホームページの検索のしやすさなど） ・情報提供の評価（市民目線による評価） ・防災時に必要となる情報の共有（個人情報など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス数（多ければ多いほど良い評価） ・サンキューコールで回答が完了した件数の割合（現状維持が良い評価） ・サンキューコール利用者評価による電話対応の満足度平均値（現状維持が良い評価） 	
第24条 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の基本的な権利としての知る権利の保障を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報公開条例（昭和59年施行、情報公開法の施行に合わせ平成13年に全部改正） ・電子申請による請求手続を導入（平成18年度） 		<ul style="list-style-type: none"> ・防災（震災など）への意識の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災時に必要となる情報の共有（個人情報など） 		
第25条 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化社会の中で、市民の情報へのアクセス度合いが高めればそれだけ情報流出の危険性が生じるため、より十分なセキュリティ対策を講じる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報保護条例（昭和61年施行） ・電子申請による請求手続を導入（平成19年度） 		<ul style="list-style-type: none"> ・防災（震災など）への意識の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災時に必要となる情報の共有（個人情報など） 		
第26条 会議公開	<ul style="list-style-type: none"> ・会議を公開することにより透明かつ公正な会議運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、市民の知る権利の確保に資するとともに開かれた市政の実現を一層推進するために会議の公開制度を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年施行） ・審議会等の開催のお知らせを情報プラザ・公文書館に常備 ・市ホームページに掲載 					
第27条 情報共有の手法等の整備（続きあり）	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる制度面だけでなく、広報・広聴・シティセールス活動など行政の諸活動や、市民の参加や協働の面から、IT社会への対応など共有の実効性をより高めるための創意工夫がこれからは重要であり、手法等の整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ITを活用した参加と協働の仕組みづくり ・地域ポータルサイトの開始（宮前区） ・民間地域ポータルサイト（全市版）の活用 ●ソーシャルメディアを利用した情報発信 ・市ホームページリニューアルの実施（再掲） ・検索機能の充実及びアクセシビリティ向上のための専用ソフトの導入（再掲） ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（再掲） ●重要な政策課題の説明会の実施 					

条文	条文の意図（逐条説明書の概略）	条例に基づく制度構築と運用状況	取組における課題（施策評価等より）	評価の視点		評価指標	
				社会状況の変化	第1回・小委員会 主な意見キーワード	平成23年度 （施策評価など）	平成24 年度 追記 予定
（続き） 第27条 情報共有の 手法等の 整備		<ul style="list-style-type: none"> ●ターゲットを見据えた複合的な情報発信 ・民間の情報誌、フリーペーパーなどの広報媒体を複合的に活用した戦略的な情報発信 ・モニター広告画面を利用した情報発信、民間企業の地域情報サイトへの積極的な情報提供 ●戦略的な広報スキルの向上研修の実施 					
第28条 多様な参加の 機会の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自治を進めるためには、参加の機会が保障されなければならない。 ・多様な参加の機会が、参加を求める事案の内容、性質等に応じて確実に市民に保障されるような整備、体系化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な参加の機会の整備 ・市長への手紙、かわさき市民アンケート、全市を対象としたタウンミーティング・説明会の実施 ●審議会等への女性の参画促進 ●市民生活に密接に関わる計画等における市民参加の拡充 ・パブリックコメント手続の運用 ・アンケートなど市民ニーズ把握のための事前調査 ・より多くの意見を反映させるための説明会 ・地域における参加の促進（出前説明会、ワークショップ等） 			<ul style="list-style-type: none"> ・無関心住民層の取り込み ・参加の機会の体系化 		
第29条 審議会等の 市民委員の 公募	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が市政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で、審議会等の委員に市民委員を含むものとし、選考に当たっては一般の公募を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●附属機関等の設置等に関する要綱（平成9年施行） ●附属機関等の委員公募実施指針（同上） ・審議会等の市民委員の公募 					
第30条 パブリック コメント 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの自治にとって、具体の重要事案について、市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障し、また、市の応答責任を果たさせるためには、明文化の制度が必要。 ・市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメント手続条例の施行（平成19年度） ・パブリックコメント手続制度の周知・広報（市政だよりへの掲載、かわさきエフエムでの放送、職員向け研修会の実施、チラシ・ポスターの配布、JR川崎駅東西自由通路大型映像装置での広報） ●パブリックコメント手続制度による意見募集 ・運用についての庁内検討会の開催及び検討結果の手引きへの反映 ・市のホームページへの掲載並びに情報プラザ等への意見募集資料の備え置き 			<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続制度の認知度向上 ・パブリックコメント手続で出された意見の活用の方法 		
第31条 住民投票 制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、住民（本市の区域内に住所を有する人）、議会又は市長の発議に基づき、市政に掛かる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。 ・議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票条例の施行（平成21年度） 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を踏まえた対象範囲の設定 		

条文	条文の意図（逐条説明書の概略）	条例に基づく制度構築と運用状況	取組における課題（施策評価等より）	評価の視点		評価指標	
				社会状況の変化	第1回・小委員会 主な意見キーワード	平成23年度 （施策評価など）	平成24 年度 追記 予定
第32条 協働推進の 施策整備等	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による市政の取組を通じての公共的な課題の解決が重要。 すでに地域で活動している市民活動や市民事業が支えられ、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められる。 具体的には、市民活動支援指針をもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担っていく環境を整備するための施策の整備と体系化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動推進委員会（再掲：平成14年度～23年度） ●協働型事業のルール策定（平成20年度） ・協働推進窓口の設置・推進 ・ルール及び「川崎市協働型事業推進に関する要綱」の適正な運用 ・市民及び職員対象の説明会の開催 ●協働型事業の公表・周知 ・「協働型事業の事例集」の作成、ホームページへの掲載 ●協働型事業の実施 ・「協働型事業のルール」に沿った事業の拡充 ・市民との協働による教育文化会館・市民館等の社会教育振興事業・家庭教育推進事業の実施 ●区における市民提案型事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動推進委員会については5期10年間を行政にて総括・検証する（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働型事業のルール説明会の集客力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による施策の実施 ・行政内での協働の意識醸成（本庁レベルでの協働推進、研修の実施、協働の定義） ・区役所における協働窓口設置 ・協働を担う市民の育成 ・生涯学習をベースにした展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働型事業のルールに則って実施された事業数（事業数が多いほど良い評価） 	
第33条 自治運営の 制度等の在 り方につい ての調査 審議	<ul style="list-style-type: none"> ・自治運営の基本原則である情報共有、参加、協働が、どのように制度や施策に生かされているかなど、自治運営の制度や仕組みの在り方を調査審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治推進委員会の運営（平成18年度～、現在第4期） 					
第34条 国や他の自 治体との 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、姿勢の運営に当たる。 ・行政需要の多様化、政策課題の広域化など市における課題は、市単独では有効に解決できず、近隣の都市間連携による課題解決の重要性、必要性が増している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県市間の権限移譲の取組 ●「地方分権の推進に関する方針」策定（平成22年） ●全国市長会、指定都市市長会、八都府市長会等との連携による取組（国への施策提言や要望活動、調査研究等） ●川崎市大都市制度等調査研究報告書とりまとめ ●県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく権限移譲の取組 		<ul style="list-style-type: none"> ・大都市地域における特別区の設置に関する法律の施行 ・第30次地方制度調査会 			